

平成20年12月9日
議会提案



第一次八重瀬町総合計画 基本構想（原案）

八重瀬町在住の小・中・高の学生を対象に「私の好きな八重瀬町（案）」と題して絵の公募を行い、数点を選定の上、本計画の挿絵とする。

※採用された方に図書券を贈呈する予定。

沖縄県八重瀬町

施策の方針（再掲）

(1)「産業の振興による魅力と活力あるまちづくり」を推進する。

③ 商工業の振興 ④ 観光・レクリエーションの振興 ⑤ 雇用対策の強化

③ 商工業の振興

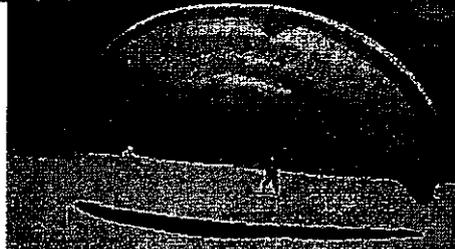
- 商業については、既存事業者や新規起業者の育成に努めるとともに、区画整理などの都市基盤の整備に伴って新たに形成される中心市街地と連動した、商業施設・業務施設の誘致を推進します。また、本町が有する様々な地域資源に目を向け、農業や漁業など、他産業と連携した特産品の開発等を支援します。
- 工業については、既存事業者の育成や近代化を促進するとともに、例えば、港川人と栗石・琉球石灰岩をリンクさせた加工石材商品の開発など、本町の特性や優位性を活かした工業を推進します。また、他産業と連携した地場産品の開発による新たな起業を推進します。

④ 観光・レクリエーションの振興

- 観光・レクリエーションについては、南部地域の主要観光ルートの通過地点という立地特性を活かして、観光資源の線的、面的なネットワーク化を推進するとともに、農業や漁業などの生産分野や地域の歴史・文化資源を活用した多様な体験・滞在・交流型観光の育成を図ります。
- 既存の宿泊・娯楽レクリエーション施設における集客力を活かし、新たな観光産業を創出するなど、多様な分野における波及効果の展開を図ります。

⑤ 雇用対策の強化

- 企業の誘致や、雇用情報の提供など雇用対策の強化を図ります。
- 農林水産業、商工業などの振興とともに、少子高齢化、情報社会などの時代の流れをビジネスチャンスとして捉え、産業として活かす施策を推進します。
- 体験・滞在・交流型観光や地場産品を活用した商品の開発など、起業化に向けた支援を促進し、町内における働く場の拡充を図ります。



施策の方針

(2) 「調和のとれた安全・安心なまちづくり」を推進する。

- ① 市街地及び集落整備 ② 交通体系の整備 ③ 住宅・生活環境の整備
④ 上下水道の整備 ⑤ 地域安全・防災体制の整備 ⑥ 情報通信基盤の整備

町民が求める住みよいまちとは、安全で安心して暮らせる基本的な生活基盤とともに、自然環境が整っていることが条件といえます。八重瀬町は県都那覇市にも近い位置にあり、住宅団地や土地区画整理事業などによって、市街地が整備されている地域もみられます。また、田園風景が広がるなかにフクギ等の屋敷林や石垣に囲まれた、昔の面影を残す集落も点在しています。このように、市街地としての顔と穏やかな集落空間を併せ持つことは八重瀬町の特色であり、これらが共に魅力ある地域として、生活環境のみならず自然環境が整った「調和のとれた安全・安心なまちづくり」を推進します。

<まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード>

国道 507 号沿いの住宅・店舗の整備、中心市街地の形成、住宅地・公的施設等の集積、土地区画整理事業の推進、各集落の状況確認、非農用地地区への宅地需要、国道 331 号、国道 507 号、モノレールの南伸、大雨時の道路の冠水、国道への花等の植栽、主要道路の歩道整備、交通安全施設の整備、照明、防犯灯の設置、防犯意識の啓発、交通渋滞の解消、公園・広場の整備、快適な都市環境、公共下水道、合併処理浄化槽、災害時の避難ルート、河川・海岸線の改修、災害マップ、光ファイバー回線等の通信基盤整備 等

① 市街地及び集落整備

- 国土利用計画や都市計画に関する基本的な方針を定め、適正な土地利用の推進を図るとともに、市街地の形成に向けた商業・業務施設等の整備促進や安心して遊べる公園・緑地の整備、各種公共施設の整備など、魅力と活気あふれる市街地の形成に努めます。
- 一体的なまちづくりや広域的なまちづくりの観点をもって、本町のまちづくりの拠点となる市街地づくりを推進します。
- 集落については、先人から受け継がれてきた優れた集落環境の保全に努めるとともに、基盤整備と併せて地域緑化や文化資源等の活用など、総合的な整備を促進し、安全で安心して暮らせる快適な生活環境の形成に努めます。
- 市街地及び集落整備を進めるに当たっては、秩序ある景観の形成に努めるとともに、都市軸の整備、交通体系のネットワークの確立、オープンスペースの確保等、生活環境や利便性の向上に資するまちづくりを推進します。

② 交通体系の整備

- 道路については、本町の幹線道路となる国道や県道等の整備を促進します。また、住民の交通利便性を高めるため、生活道路の整備に努めます。
- 町内の円滑な交通処理を行う道路体系の確立を目指して道路ネットワークの充実を図るとともに、歩行者空間の確保に努めます。
- 公共交通機関は、町民の交通手段として重要であることから、地域に根ざした公共交通のあり方について検討します。

施策の方針（再掲）

(2)「調和のとれた安全・安心なまちづくり」を推進する。

③ 住宅・生活環境の整備 ④ 上下水道の整備

③ 住宅・生活環境の整備

- 自然や田園環境と調和した新たな住宅地開発を適切に誘導するとともに、上水道や下水道、公営住宅など、計画的な住宅・生活環境整備に努めます。
- 地域緑化、文化資源等の活用など、地域の魅力を活かし、育む、住宅・生活環境の整備に努めます。また、町民が求める住宅・生活環境づくり推進するため、町民主体の※1協定づくりなどの活動を推進します。
- 公園・緑地については、河川等の自然環境を活かし、町民の交流・レクリエーション活動や健康づくり、地域防災に資するなど、多角的な観点をもって整備に努めます。



本計画の用語解説

※1「協定づくり」とは、住民の合意のもとで策定される建物等に関するルールづくり（地区計画、建築協定、景観地区、風致地区）など

○地区計画／良好な住環境を形成又は保全するため、「安全性・快適性・景観（まち並み）・環境」に配慮したまちづくりを進めるための「地区のルール」

→ 建築物等の配置（壁面の位置）、建築物の形態・意匠（形や色）、工作物の形態・意匠（かき又はさく）、緑化（生垣や植栽）、駐車場等（駐車ますの大きさ）など

○建築協定／地域のよりよい環境を創っていくために、その地域の方々が全員の合意のもとに、まちづくりのための基準を定めてお互いに守りあっていくことを約束する制度です。住宅地としての環境または、商店街としての利便を高度に維持増進するなどのため、建築基準法に決められた最低限の基準に加え、それ以上のきめ細かい基準を定めて、互いに守りあっていくこと。

○景観地区／良好な景観の形成を積極的に推進していく地区として、景観法に規定される都市計画の一つです。

○風致地区／都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法により都市計画で定められる地区です。風致地区内では、都市の風致を維持するために、一定の行為を行う場合はあらかじめ許可が必要となります。

④ 上下水道の整備

- 水は、生命の維持や経済活動など生活に欠かすことはできないライフラインです。上水を安定的に供給していくためにも計画的な施設整備が必要で、今後も南部水道企業団が主体となって水道事業を安定的に運営していきます。
- 上水を今後も安定的に供給していくため、節水対策や地下水の水質保全に努めます。
- 下水道は、地下水や河川、海域等の水質を保全していくためには欠かすことのできない重要な施設です。八重瀬町全体の下水道整備の基本方針を早急に取りまとめ、地域の実情に応じた整備を推進します。
- 雨水利用の促進など循環型社会に配慮した取り組みを進めていきます。

施策の方針

(8) 「健全な行財政基盤を確立するまちづくり」を推進する。

① 効率的な行政運営 ② 効率的な財政運営

本町が誕生した背景には、厳しい行財政状況の打開という課題がありました。近年は、地方自治体の財政破綻もみられるなど、全国的にも行財政は厳しい状況にあります。地方自治の本旨に基づき、本町を構成する「町民、議会、役場」がそれぞれの役割を補完しあい、効率的な行財政運営を展開し「健全な行財政基盤を確立するまちづくり」を推進します。

<まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード>
議会議員数の削減、職員数の削減、職員の能力向上、情報化等による行政事務の合理化・効率化、企業誘致による税収の確保、新庁舎の建設 等

① 効率的な行政運営

- 多様化、高度化する町民ニーズに適切に対応するため、行政組織の見直しや情報化を推進するとともに、役場庁舎など、公共施設の有り方について検討を行い、効率的な行政運営を進めていきます。
- 質の高い行政サービスを効率的に提供するため、総合行政の観点に立って、組織の横断的な連携や協力体制を構築するとともに、役場職員の政策形成能力や資質の向上を目的とした研修を積極的に実施します。

② 効率的な財政運営

- 急速に変化する社会経済情勢に的確かつ迅速に対応するため行政評価システムを導入し、事務事業の有効性や効果の評価を通して効率的な行財政運営に努めます。
- 中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うために、自主財源の確保に努めるとともに、業務の民間委託などによる行政コストの削減などの施策を推進します。

③ 土地利用に関する基本的な課題

- 八重瀬町は、東風平町と具志頭村の合併により誕生しましたが、旧東風平町の地域は那覇広域都市計画区域で、旧具志頭村の地域は都市計画区域外となっており、一つの行政区域の中で異なる土地利用規制となっている。
- まちづくり町民アンケートで都市計画について質問したところ、都市計画を知っていると回答した方は2割にも満たず、都市計画制度そのものを知らない町民が大多数である。
- 町民に対して都市計画制度の周知を図るとともに、都市計画区域編入について検討する必要がある。
- 農用地について、まちづくり町民アンケートで質問したところ、「まちの変化に合わせて、少しずつ規制をゆるくすべき」という回答が最も高くなっている。
- 農用地の重要性は認識しているものの、宅地利用が容易には行えない点に関して不満を感じていることが伺える。
- まちづくり地域ワークショップでは「公営墓地を検討してほしい」という意見もみられ、墓地のあり方についての検討も必要である。

④ 土地利用の基本方向

八重瀬町は、本島南部に位置しており、市街地、集落、農地、森林、海岸域など多様な土地利用が図られています。将来にわたって、まちの振興・発展となる町土の利用にあたっては、自然環境の保全、地域の歴史的・文化的条件、社会・経済的条件などに配慮した秩序ある開発に努めるものとします。

また、土地利用に関する関係法（国土利用計画法／国土利用計画、都市計画法／都市計画マスタープラン・みどりの基本計画、農業振興地域の整備に関する法律／農業振興地域整備計画、森林法／森林計画、自然公園法）などとの整合を図り、計画的な規制・誘導の適正な土地利用を図っていきます。

(1) 自然環境の保全

- 森林、河川、海岸域などは潤いや安らぎを与える貴重な自然環境であるとともに、歴史的・文化的資源も包含するなど貴重な環境要素となっており、その保全に努めます。
- 住民生活に身近な屋敷林なども潤いある環境形成に寄与しており、これらの保全・育成に努めます。

(2) 農地の保全と有効利用

- 八重瀬町の基幹産業である農業の振興を図るため、優良農地の保全・整備を促進するとともに新規就農者の受入れや農地の流動化を推進し、遊休農地の解消に努め、さらに利用したい方に提供し、市民農園等の有効活用できるような対応を図ります。
- 農地は作物を生産する基盤であると同時に、本町の田園風景を形成する自然的環境要素となっており、農業の振興のみならず、多様な体験・交流の場として幅広い活用を図ります。

(3) 秩序ある土地利用

- 開発住宅団地や土地区画整理事業が行われている市街地については、良好な環境を有する秩序ある土地利用を図ります。
- 既成市街地においては、生活道路の整備やオープンスペースの確保等により、生活環境・利便性の向上を図ります。
- 各集落域については、生活環境整備等により緑豊かな潤いのある空間形成を図ります。
- 新たな住宅団地等の開発の際には、周辺環境に配慮し、良好な居住環境の創出に向け、秩序ある住宅地の形成に努めます。
- 墓地については、景観上の面からも集約化など適正な対応を図ります。

(4) レクリエーションゾーンの整備

- 八重瀬岳や具志頭城址一帯の丘陵地及び具志頭海岸域は、貴重な自然が残り、優れた景観を有し、歴史的な遺跡が数多く存在します。また、一帯は沖縄戦跡国定公園として指定され、レクリエーションゾーンとして活用されています。今後もその保全に努め、既存施設等と連担したレクリエーションゾーンの形成と観光に資する土地利用を図ります。

(5) 土地利用規制の検討

- 現在、本町においては、都市計画法が適用される旧東風平町の地域と適用されていない旧具志頭村の地域が存在します。今後、まちづくりを進めていく上で、どのような土地利用形態が良いのか、町民の意向も踏まえつつ、様々な角度から土地利用計画の検討を進めていきます。

⑤ 基本構想の推進に向けて

(1) 実行性の確保

基本構想とは、今後10年間のまちづくりを総合的かつ長期的な展望を視野をもって、町の目指す将来像とそれを達成するために取り組む基本目標等を総合的かつ体系的に示した、行政運営の指針ですが、三位一体の改革、税体制や後期高齢者医療制度などの保険制度の見直し、本格的な地方分権の推進など、先行きの見えない変革の時代においては、社会情勢の変化等を十分に見据え、迅速に対応していかなければなりません。

そのためには、総合計画においても必要に応じて見直しを行い、計画的なまちづくりの実効性を確保します。

(2) 関係機関との連携

本基本構想の実現にあたっては、国、県などの上位計画との整合及び民間部門との協力調整を図ります。また、近隣市町等との連携を密にし、広域的な協力体制のもとにまちづくりを推進します。

第3章 新町建設計画の推進

① 新町建設計画の推進

新町建設計画は、市町村の合併の特例等に関する法律第6条の規定に基づき、東風平町・具志頭村合併協議会において策定されています。

合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならないとされています。

また、合併に際し、合併関係町村の住民に対して新町の将来に関するビジョンを示し、これによって、住民が合併の是非を判断する役割を果たすものとなっています。

このように、新町建設計画は、新町の建設を総合的かつ効果的に行うためのマスタープランとなっており、合併後の平成18年度から平成27年度までの10年間にわたり取り組むまちづくりの方針を合併前に約束事として示したものです。また、新町建設計画に位置づけられた施策は、必要に応じて、合併特例債等の財政支援措置が講じられることとなる重要な計画です。

なお、新町建設計画は、総合計画策定の趣旨（本計画2ページ）に記述したとおり、総合計画を策定するに当たっての際の基本として引き継がれており、両計画相互に整合性を取りながらまちづくりを推進していく必要があります。

第1次八重瀬町総合計画と新町建設計画の位置づけ

